

総 税 都 第 59 号
令和 8 年 9 月 18 日

各都道府県税務担当部局長 } 殿
各都道府県市町村担当部局長 }

総務省自治税務局都道府県税課長
(公 印 省 略)

飲食料品の消費税率引下げ（案）に係る周知・広報の依頼について

令和 8 年 9 月 15 日、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」が閣議決定され、令和 9 年 4 月 1 日から 2 年間、飲食料品の消費税率を 1 % とすること（以下「飲食料品の消費税率引下げ」という。）が盛り込まれました。また、同大綱には、飲食料品を製造・流通・販売している事業者やそれらに関連するシステムメーカー等が早期に準備に着手できるよう、関係府省庁は、制度の詳細についてできる限り早急に公表して広報活動を開始するとともに、国民や地方自治体への丁寧な周知広報を行うこととされたところです。

これを踏まえ、国税庁において、ホームページに飲食料品の消費税率引下げに係る各種資料を掲載し、周知・広報を開始しております。

その内容については、今後、法案が国会に提出され、審議を経た上で可決・成立した場合のものです。各都道府県におかれましては、飲食料品に係る消費税率引下げへの対応が必要となる事業者の方々の準備が円滑に進むよう、地方消費税の課税団体として、国等と十分に連携を図りつつ、周知・広報に関し下記の事項に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 飲食料品の消費税率引下げに係る周知・広報

飲食料品の消費税率引下げの内容について、国税庁においてホームページ上に「消費税率引下げ特設サイト」を開設し、次の資料を掲載しているので、国税庁のホームペー

ジ特設サイトへのリンクの作成、広報文書のホームページや広報紙等への掲載、窓口への備付け等、各種広報媒体を活用した広報を実施されたいこと。

[参考：消費税率引下げ特設サイト]



《掲載している資料》

- ・「飲食料品に係る 2 年間の消費税率引下げについて（令和 8 年 9 月）」
（リーフレット・2 頁）
- ・「飲食料品に係る 2 年間の消費税率引下げについて（令和 8 年 9 月）」
（パンフレット・8 頁）
- ・「飲食料品に係る 2 年間の消費税率引下げに関する Q & A（令和 8 年 9 月）」
- ・「飲食料品に係る 2 年間の消費税率引下げについて（令和 8 年 9 月）」
（説明動画・3 分）

2 飲食料品の消費税率引下げに係る相談に対する対応

各地方公共団体の税務担当部署等に対して、飲食料品の消費税率引下げに関する相談が寄せられた場合には、内容に応じて国の相談窓口へ取り次ぐなど、適切に対応されたいこと。

その際、地域・業種業態に共通する相談等が寄せられた場合には、照会事項を集約の上、国の相談窓口へ取り次ぐなど、効果的かつ効率的な対応を図られたいこと。

[参考：国の相談窓口]

消費税軽減税率・インボイスコールセンター

【専用ダイヤル】 0120-205-553

【受付時間】 9:00～17:00 土日祝除く

